

記入例

一級

二級

木造

## 建築士事務所廃業等届

建築士事務所を廃業したので、建築士法第23条の7の規定により次のとおりお届けします。

令和 3 年 1 月 4 日

住 所 さいたま市大宮区大宮1-1-1  
届 出 人 埼玉設計株式会社  
氏 名 代表取締役 埼玉 太郎

(開設者と届出人の関係 本人 )

(あて先名)

埼玉県指定事務所登録機関

一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長

記

建 事 築 務 士 所	建築士事務所名称	埼玉設計(株)一級建築士事務所		
	建築士事務所所在地	〒 330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
開 設 者	氏 名 (法人にあつては名称)	埼玉設計株式会社		
	住 所 (法人にあつては所在地)	さいたま市大宮区大宮1-1-1		
	法人の役員の氏名 及び役名	代表取締役 埼玉 太郎 取締役 埼玉 和夫、埼玉 花子		
管 理 建 築 士	氏名	浦和 始	一級 建築士 ( ) 第 142600 号	
登 録 番 号	平成	30 年 2 月 14 日 ( 1 ) 第 7777 号		
	令和			
廃 業 等 の 年 月 日	令和 3 年 1 月 4 日			
廃 業 等 の 理 由 (具 体 的 に)	・建築士事務所の業務廃止のため ・個人→法人登録区分の変更のため ・管理建築士退職のため ・他県移動のため など			
	※他県移転の場合は勤務先の住所を記入して下さい。 〒 TEL			

※次頁を参照の上記入してください。

※廃業届は正本、副本の2部提出して下さい。

※現在登録してある建築士事務所登録通知書または更新通知書を返却して下さい。

## \* 廃業等の届出(建築士法第23条の7)

1. 建築士事務所の登録を受けている開設者が、次の事項に該当することとなった場合、下欄の者は30日以内に、埼玉県指定事務所登録機関に届け出なければなりません。

廃業等の事項	届出人	必要書類
1 建築士事務所の業務廃止	開設者	建築士事務所登録通知書または更新通知書
2 登録区分の変更(個⇄法、級変更)		
3 建築士事務所の開設者の死亡	相続人	
4 建築士事務所の開設者の破産	破産管財人	
5 法人が合併による解散	役員であった者	建築士事務所登録通知書または更新通知書
6 法人が上記以外の理由による解散	清算人	閉鎖後の登記簿謄本

2. 廃業届は正本、副本の2部提出してください。
3. 建築士事務所登録通知書または更新通知書を返却してください。また廃業等の事項が5または6の場合は閉鎖後の登記簿謄本を添付してください。